

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全 国 歯 報



第**65**号
2009.8

第65回通常組合会

平成20年度事業報告・決算承認さる

役員・組合会議員の任期2年に改正す
10月から出産育児一時金が42万円に



平成21年7月22日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第65回通常組合会が開催された。

横山理事長の挨拶、報告事項に引き続いて議事に入り、平成21年1月1日から出産育児一時金を3万円引き上げたのに引き続き、10月1日から更に4万円引き上げ42万円とすることや役員及び組合会議員の任期を現行3年から2年にすること並びに保険料等の延滞金の軽減措置に係る規約の一部改正（案）が可決承認された。これにより平成23年の役員改選時から役員及び組合会議員の任期は2年となる。

引き続き平成20年度事業報告及び平成20年度歳入歳出決算並びに平成20年度決算剰余金の処分について原案どおり可決承認された。

議長挨拶（要旨）

南議長



白尾副議長、南議長、平木副議長

第65回通常組合会を開会いたします。議員各位におかれましては、ご多用中、全国各地よりご参加いただき誠に有難うございます。開会に先立ちまして、配布資料の確認を事務局よりお願いいたします。

開会の辞（要旨） 恒石副理事長

今日は46年ぶりに日食が日本列島で見られるということで期待しておりましたが、このような天候で残念です。

また、このような特別な日に第65回通常組合会のご案内を差し上げましたところ全国各地からご参集頂きまして本当に有難うございます。本日の議題は平成20年度事業報告並びに決算について承認を得る組合会でございます。

慎重なご審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。



恒石副理事長

理事長挨拶（要旨） 横山理事長

本日は、公私ともにお忙しい中、また天候不順で足元の悪いにも拘らず、各地から第65回通常組合会にご出席賜り、有難うございます。

また、日頃の組合運営に対して格別のご理



横山理事長

解、ご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

本日は、平成20年度事業報告並びに歳入歳出決算を始めとして5つの議案を上程しております。最後まで慎重に審議して頂きますようお願い申し上げます。昨日は梅雨前線の影響で山口県では記録的な豪雨により大きな被害がでたと新聞、テレビ等で報道されておりますが、先生方の所では如何でしたでしょうか、被害にあわれた方々には深くお見舞い申し上げます。

また、昨日は衆議院を解散し、8月18日公示、30日投票ということが決まり、結果を見守っていきたくております。それから6月23日に政府は、平成22年度の経済財政運営の基本方針となる「骨太の方針2009」を閣議決定しました。焦点となっております社会保障費各年度2,200億円の削減については、「無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安全・安心を確保するために社会保障の必要な修復をする」と昨年度とは異なる概算要求基準を設定する文言を入れて、毎年機械的削減を撤廃し、来年度予算では自然増1兆900億円を全額認めるとしています。しかし、歳出改革は継続するとの削減に含みを残してのものになっておりますので、単純には喜べないと思っております。特に来年度は診療報酬改定があり、国保組合にとっても今回は国庫補助の削減は国会で審議入りできずに廃案となりましたが、今後この問題の成り行きを注目して行く必要があると思っております。

続いて、新型インフルエンザですがWHOの発表によりますと世界中で感染者が10万人を超え、死亡者が700人以上と前例のない速度で感染が拡大しているということです。厚労省は国内でも7月8日現在で1,995名に達したと発表し、12月までに1,700万人分のワクチンを製造することを明らかにしております。これに対応いたしまして、本組合でもインフルエンザの予防接種に補助金を支給することで、この組合会終了後に臨時理事会を開催し、インフルエンザ予防接種補助金支給要綱（案）について協議承認をお願いすること

にしております。

次に20年度の本組合の話題に入らせていただきます。

平成20年度は医療制度改革が本格的に実施され、後期高齢者支援金等あるいは前期高齢者納付金等の新たな財政支出がでております。また特定健診・保健指導の実施の初年度でもありました。そうした中、協会健保への国庫負担を肩代わりさせるという特例法案が廃案となり、32%の国庫補助が維持されることになりましたが、国庫補助については不透明な中での組合運営となります。また、療養附加金の支給も昨年度から始まりました。このように従来にない新たな組合運営が求められた厳しい状況にも拘らず20年度の決算では約34億円の剰余金がでております。この剰余金につきましては、21年度以降増額が予測される支援金・納付金等と保健事業の充実に充てていきたいと思っております。本日は、組合会議員、役員任期を3年から2年に見直す規約改正案をご審議願うことにしております。また、臨時人事院勧告が出され、夏期ボーナスを0.2ヶ月分凍結するという事で、第1回理事会で協議承認を頂き、実施の方向で進めていきたいと思っております。

特定健診については、広域国保組合ということで20年度は実施体制の構築に手間取り受診券の発送が12月ということで、受診率も13.54%に止まっております。今年度は、国保ベースの集合契約は20府県と隣接8都府県及び全国規模の健診機関グループと契約し、受診しやすくしております。6月初旬に受診券及びパンフレット等をお送りし、受診にご理解とご協力をいただき、受診率を40%以上の結果を出したいと思っております。

次に「所得調査」の実施でございますが、これは国保組合に対する国庫補助を適切に算定するためと保険医療制度の見直しの資料にするための調査でございます。

該当者は組合員数の11分の1の割合で抽出され、1種組合員1,064人、2、3種組合員2,379人に対して実施されます。前回の調査の結果、

当組合は普通調整補助金が1%から0%に削減されております。今回の調査は1種組合員と2、3種組合員の比率に考慮して抽出しております。従って国保組合にとりまして重要な調査でございますので、該当になった方々にはご面倒かと思いますがご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

次に、地区の拡張については、栃木県から既に組合員である者が地区外に転出する場合に既得権の保護に該当する場合に市区町村を単位として認めるとの通知を受けました。これを受けて事前調査を行った結果、168市区町村が該当していることが解りました。これを基に栃木県と規約改正の事前協議を行っておりますが、栃木県が該当する168市区町村に照会しなければならないので暫らく時間を要すると思っております。

次に、平成23年度より原則実施されるレセプトオンライン化に伴い保険者レセプト管理システムを新たに構築する必要があります。現在、栃木県国保連合会と事務局で検討を進めておりますが広域国保組合ということで幾つかの課題がでております。概ね方向が決まりましたら常務会あるいは理事会に諮り組合会にもって行きたいと思っております。

次に、高額療養費特別支給金を支給するために規則を制定する必要がございます。これについても臨時理事会で協議承認をお願いすることとしています。また今後の検討課題としては昨年度から支給が実施された療養附加金制度ですが、高額療養費の所得判定が2年分必要になる等事務処理上複雑な問題がでてきております。これは今後見直しも含めて検討しなければならない問題と思っております。

もう一つは歯科給付の取り扱いについては、8月開催の給付担当者会議で見直しも含めて検討を予定しております。その他については、「全国歯ニュース」に書いておきましたのでお目直しをお願いいたします。本日は最後まで宜しく願いいたしまして、挨拶といたします。

■ 報告事項

今井専務理事から1項目を除いて一括説明の後に、尾上常務理事から平成21年度特別支部運営費交付金について報告された。なお、レセプトオンライン化に伴う保険者レセプト管理システム及び審査支払契約については、前段を圓谷課長から報告された。



今井専務理事

〔厚労省関係〕

1. 国保組合被保険者に係る所得調査

平成18年度に国保組合の財政力に応じた国庫補助率を5段階から10段階に見直し、財政調整が行われ、当組合は普通調整補助金が1%から0%に削減されたが、前回の調査から5年が経過し、医療制度改革や経済情勢等により各組合の状況も変化していることが予想されることから、今後の制度の見直し及び国保組合の財政調整を実施するための資料を作成するために実施される。

〔栃木県庁関係〕

1. 規約の一部改正に係る認可

第64回通常組合会で可決承認された出産育児一時金及び後期高齢者組合員の保険料賦課額に係る規約の一部改正について、栃木県から平成21年3月30日付けで認可された。

2. 平成20年度国保事業に係る指導監督の結果

平成20年度の指導監督については既に当該支部及び組合に対して結果が通知されたところであるが、重ねて平成21年3月27日

付けで5項目について所要の対応を求める通知があった。これを受けて第1回理事会で被保険者の資格に係る規約施行規則の一部改正を行った。

3. 地区の拡張

かねてから要望していた地区の拡張について、栃木県から既に組合員であった者が地区外に転出する場合等、既得権の保護に該当する場合に市区町村を単位として認める旨の通知があり、事前調査の結果168市区町村が該当した。これを基に規約改正に係る事前協議を栃木県と行っている。

〔全協関係〕

1. 全協役員

平成21年4月1日～平成23年3月31日の全協の役員が決まった。

〔全歯連関係〕

1. 全歯連役員及び委員

平成21年4月1日より全歯連に再加入し、役員に当組合から副会長に一志副理事長、常務理事に今井専務理事、理事に恒石副理事長、仲佐常務理事が就任し、委員会の委員には、調査委員会委員に鈴木常務理事、熊代理事、齊藤理事、選挙管理委員会委員に永富理事、同予備委員に竹内理事がそれぞれ就任した。なお、平成21年5月21日に第1回理事会及び監事会並びに各委員会が開催された。

〔全国歯関係〕

1. 平成21年度特定健診・保健指導の実施体制

平成21年度は国保ベースの集合契約Bタイプに加えて全国規模の健診機関グループの集合契約Aタイプとの併用とし、受診しやすい実施体制を構築した。集合契約Bタイプは支部のある20府県と8都府県と契約し、集合契約Aタイプは全日本病院協会及び日本人間ドック学会／日本病院会傘下の健診機関と契約した。

2. 規約施行規則の一部改正

下記の事項に係る規約施行規則の一部改正案が平成21年6月24日開催の第1回理事会

で承認された。

(1) 被保険者の資格

平成20年度国民健康保険事業に係る指導監督の結果、被保険者の資格は所得、扶養の事実等を加入要件とすることは適切でないので、当組規約施行規則第2条第5項の規定を速やかに改正するよう指導を受けて所要の改正を行った。

(2) 保険料賦課額の軽減措置

3種女性組合員の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち、2人目以降の者の次に掲げる保険料賦課額を免除するための所要の改正を行った。

- 一 基礎賦課額
- 二 後期高齢者支援金等賦課額

全国歯科医師国民健康保険組規約施行規則一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">第2章 被保険者の資格 (被保険者の資格)</p> <p>第2条 1種組合員は、歯科医師会会員となった日に資格を取得し、歯科医師会会員でなくなった日に資格を喪失する。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. <u>世帯員の範囲は、同一世帯に属し、組合員に扶養されているものとする。(組合員の分院の開設者、管理者は除く)</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 被保険者の資格 (被保険者の資格)</p> <p>第2条 1種組合員は、歯科医師会会員となった日に資格を取得し、歯科医師会会員でなくなった日に資格を喪失する。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 保険料 (<u>基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p> <p>第4条の2 <u>規約第18条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。</u></p> <p>2. <u>3種女性組合員の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基礎賦課額 二 後期高齢者支援金等賦課額 <p>3. <u>保険料賦課額の免除を受けようとするときは、保険料賦課額免除申請書(様式6号)に当該組合員の世帯に属することを証明する住民票を添付し理事長に申請するものとする。</u> <u>なお、免除見込期間に変更があった場合には、保険料賦課額免除見込期間変更申請書(様式15号)を速やかに理事長に申請しなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>この規則は、平成21年8月1日より施行する。</u> <u>(第2条第5項の改正及び第4条の2追加)</u></p>

3. 節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱の改正

節目健診補助金の支給は、年度内1回の健診を限度に30,000円の補助金を支給していたが、同一年度内であれば複数の健診であっても30,000円を限度に補助金を支給す

ること、補助金の支給申請の提出期限を2月末日としていることから、補助金の対象となる健診は毎年4月1日から翌年の1月31日までに受診した健診とすること及び申請書の提出期限を現状追認する形で規定した。

節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>節目健診（人間ドック等）補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>1 組合員がすすんで自分の健康保持増進に努めることにより、<u>疾病の発生を未然に防いだり、早期発見によって重症化を防いだり、組合員のしあわせな生涯に向けた健康づくりを支援し、国保事業のより健全な運営を期するため、予算の範囲内において、節目健診の健診受診者に対しその費用の一部を補助するものとする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。</p> <p>(2) <u>上記（1）に該当した1種組合員の被保険者である配偶者。</u>なおこの場合の配偶者の年齢は問わない。</p> <p>(3) 3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。</p> <p>(申請手続)</p> <p>3 <u>節目健診補助金支給申請書（様式43号）により、該当者からの申請主義とする。</u></p> <p>(補助額)</p> <p>4 <u>節目健診の受診者（年1回を限度）に対し、30,000円まで補助することとする。</u></p>	<p>節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱</p> <p>(目的)</p> <p>1 <u>組合員が自らの健康の保持増進に努めることにより、疾病の発症を未然に防ぎ、また早期発見、早期治療により重症化を未然に食い止めるなど組合員の豊かな人生をおくるための健康づくりを支援し、国民健康保険事業の健全運営を期するために、予算の範囲内で節目健診の受診者に対して健診費用の一部を補助する。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>2 対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1種組合員及び2種組合員のうち、当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。</p> <p>(2) <u>前項（1）に該当した1種組合員の被保険者である配偶者。</u>なおこの場合の配偶者の年齢は問わない。</p> <p>(3) 3種組合員のうち、当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。</p> <p>(補助金額)</p> <p>3 <u>節目健診の補助金の額は同一年度内に受診した健診に対し、30,000円を限度として支給する。</u> <u>同一年度内に受診した健診が複数の場合は、その費用額の合計額に対して30,000円を限度として支給する。</u></p> <p>(健診の期間)</p> <p>4 <u>節目健診の補助金の対象となる健診は、毎年4月1日から翌年1月31日までに受診した健診とする。</u>（新設）</p> <p>(申請手続)</p> <p>5 <u>節目健診補助金の支給を受けようとする者は、節目健診補助金支給申請書（様式43号）に受診した医療機関等の領収書を添付して支部を経由し、組合に提出しなければならない。</u> <u>但し、申請は同一年度内1回限りとする。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>(健診施設)</u> 5 人間ドック等が健診可能な設備を有している健診施設であれば、<u>公的、民間の施設区分及び病院、診療所の区別は問わない。</u></p> <p><u>(資金の概算交付)</u> 6 毎年度、4月から9月までの健診該当予定者については、4月下旬に、10月から翌年3月までの健診該当予定者については、9月下旬に、<u>該当予定者名簿により、各支部あて、概算交付するものとする。</u></p> <p><u>(交付金の精算)</u> 7 当該年度の健診受診者数が確定したときは、3月31日までに、<u>交付金確定報告書とともに交付金の精算をするものとする。</u></p> <p><u>(他の保健事業への流用の禁止)</u> 8 節目健診のために設けられた補助金であり、<u>他の保健事業費に流用したり、混同してはならない。</u></p>	<p>② <u>申請は当該年度の2月末日までに提出しなければならない。</u></p> <p><u>(健診機関)</u> 6 健診機関は、人間ドック等の各種健診が可能な医療機関及び健診機関等とする。</p> <p><u>(支部への資金の交付)</u> 7 毎年度、節目健診該当者の受診予測者分のうち、4月から9月分を4月に概算交付し、10月から翌年の1月分を9月に概算交付する。 概算交付に対して不足が生じたときは追加交付し超過したときは返還する。</p> <p><u>(交付金の精算)</u> 8 当該年度の節目健診の受診者数が確定したときは、3月31日までに、<u>節目健診交付金確定報告書とともに節目健診交付金の精算をするものとする。</u></p> <p><u>(資金の流用の禁止)</u> 9 節目健診交付金は、<u>他の保健事業費及びその他の費用に流用してはならない。</u></p>
<p>附 則 1 この交付要綱は、平成10年4月1日より施行する。 2 平成15年度以降は別途検討する。</p>	<p>附 則 1 この交付要綱は、平成10年4月1日より施行する。 2 平成15年度以降は別途検討する。</p>
<p>附 則 1 この交付要綱は、平成12年4月1日より施行する。</p>	<p>附 則 1 この交付要綱は、平成12年4月1日より施行する。</p>
<p>附 則 1 この交付要綱は、平成14年4月1日より施行する。</p>	<p>附 則 1 この交付要綱は、平成14年4月1日より施行する。</p>
<p>附 則 1 この交付要綱は、平成20年4月1日より施行する。</p>	<p>附 則 1 この交付要綱は、平成20年4月1日より施行する。</p>
<p><u>(交付要綱の改正に伴う健診対象者の経過措置)</u> 2 平成20年度の対象者については、改正後の第2項1号中「当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「当該年度中に30歳以上の5歳ごと及び31歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と第2項3号中「当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者及び26歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>(交付要綱の改正に伴う健診対象者の経過措置)</u> 2 平成20年度の対象者については、改正後の第2項1号中「当該年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「当該年度中に30歳以上の5歳ごと及び31歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と第2項3号中「当該年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」とあるのは「20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者及び26歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者」と読み替えるものとする。</p>
	<p>附 則 1 <u>この支給基準は、平成22年4月1日より施行する。</u> <u>(第4項の新設及び各条文の整理)</u></p>

4. 特別支部運営費交付基準の改正

特別支部運営費交付金の実績交付額が、各支部の前年度の総収入と総支出の収支差額に基づき算定しているため、各支部の交付額が確定するのが6月の理事会の承認後

になり、各支部の予算編成に間に合わなかった。そのため、各支部の収支差額の算定期間を前年の1月から12月までとすることで、2月末頃までに交付額を支部に通知できるよう改正した。

特別支部運営費交付基準一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
<p>(目的) 1. 各支部の効率的な事業運営の成果と、今後の事業運営の改善、向上を図るため予算の範囲内において特別に運営費を交付（以下「特別支部運営費」という。）することとする。</p> <p>(交付基準) 2. 特別支部運営費は、実績及び定額とし、交付基準は次のとおりとする。</p> <p>(実績交付) 3. 毎年、前年度の各支部ごとに総収入と総支出の収支差を算定し、総収入が総支出を上回っている支部に対して特別支部運営費を交付する。ただし、1万円未満は切り捨てとする。 なお、総収入及び総支出の計算の項目は別紙のとおりとする。</p> <p>(定額交付) 4. 事業運営の効率化、改善等のための費用として定額交付額で配分された額を各支部に特別支部運営費として交付する。</p> <p>(交付予算額) 5. 交付予算額としては、当分の間80,000千円を超えない範囲で予算で承認された額とする。 なお、実績交付分と定額交付分の配分については、次のとおりとし理事会で定める。 (1) 実績交付額 交付予算額の4分の3を基準 (2) 定額交付額 交付予算額の4分の1を基準</p> <p>(実績交付額の上下限) 6. 実績交付額に対する上下限については、次のとおりとする。 (1) 上限は 15,000千円を限度とする。 (2) 下限は 100千円以上とする。</p>	<p>(目的) 1. <u>各支部の事業運営の効率化及び充実並びに改善、向上を図る目的で予算の範囲内で特別支部運営費交付金を交付することとする。</u></p> <p>(<u>交付額の種類</u>) 2. <u>特別支部運営費は、実績交付及び定額交付とする。</u></p> <p>(<u>交付の予算額</u>) 3. <u>特別支部運営費の交付のための予算額は、8,000万円とする。</u> (1) <u>実績交付額 予算額の4分の3をあてる</u> (2) <u>定額交付額 予算額の4分の1をあてる</u></p> <p>(実績交付) 4. <u>実績交付の額は、毎年、支部ごとに前年の1月から12月までの総収入と総支出の収支差を算定し、総収入が総支出を上回った支部に交付する。</u> ただし、算定した交付額の1万円未満は切り捨てとする。</p> <p>(<u>実績交付の収支差額の算定項目</u>) 5. <u>総収入及び総支出の収支差額の算定に用いる項目は、別紙のとおりとする。</u></p> <p>(<u>実績交付額の限度限</u>) 6. <u>実績交付額の限度額は、次のとおりとする。</u> (1) <u>上限 1支部当たり 1,500万円</u> (2) <u>下限 1支部当たり 10万円</u></p> <p>(<u>定額交付</u>) 7. <u>定額交付の額は、1支部当たり100万円とする。</u></p> <p>(<u>特別配分額</u>) 8. <u>各支部の実績交付額を算定し、実績交付分の予算額を下回った場合は、実績交付額が0円の支部に均等に交付する。</u> ただし、<u>千円未満は切り捨てとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>この交付基準は、平成21年8月1日から施行する。</u> <u>(条文の整理)、(総収入と総支出の算定期間の改正)</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>2. 第8（特別配分額）を追加。</u></p> <p><u>3. 第5（実績交付の収支差額の算定項目）にある総収入及び総支出の計算の項目については、別紙のとおりとする。</u></p> <p><u>（別紙総支出の計算の基礎とした項目に「後期高齢者支援金」と「前期高齢者納付金」を追加）</u></p>

5. 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度

緊急少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育児一時金を4万円引き上げ42万円にすることと併せて「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が平成21年10月1日から実施される。出産育児一時金の直接支払制度を実施するには、当組合は20府県国保連合会と「支払業務委託契約」を締結する必要があることからその作業を進めている。



尾上常務理事

6. 平成21年度特別支部運営費交付金

尾上常務理事より平成21年度特別支部運営費交付金について報告をした。

平成21年度 特別支部運営費交付金 (単位：円・%)

支部名	平成21年度	平成20年度	対前年度比
栃 木	5,270,000	4,970,000	106.04
山 梨	2,920,000	2,310,000	126.41
青 森	3,220,000	1,690,000	190.53
岐 阜	6,060,000	9,290,000	65.23
富 山	3,070,000	1,580,000	194.30
滋 賀	3,400,000	4,340,000	78.34
京 都	6,040,000	3,740,000	161.50
岡 山	6,290,000	5,870,000	107.16
山 口	4,630,000	5,500,000	84.18
島 根	2,510,000	1,860,000	134.95
鳥 取	2,280,000	2,770,000	82.31
香 川	3,120,000	2,780,000	112.23
徳 島	2,870,000	2,660,000	107.89
高 知	2,820,000	3,110,000	90.68
新 潟	6,770,000	8,120,000	83.37
岩 手	4,120,000	3,800,000	108.42
石 川	3,490,000	2,570,000	135.80
長 野	6,020,000	6,670,000	90.25
福 井	2,440,000	2,900,000	84.14
沖 縄	2,570,000	3,390,000	75.81
合 計	79,910,000	79,920,000	99.99

7. 平成20年度療養給付費・総医療費

①療養給付費の状況

(平成21年4月22日現在)

診療月	平成18年度(A)	平成19年度(B)	伸率(B/A)	平成20年度(C)	伸率(C/B)
4月	453,891,779	467,193,820	102.93	424,893,481	90.95
5月	475,144,225	490,368,669	103.20	428,511,461	87.39
6月	467,510,731	492,449,046	105.33	417,858,240	84.85
7月	458,266,873	487,150,183	106.30	446,203,814	91.59
8月	481,272,737	418,893,174	87.04	396,404,328	94.63
9月	453,197,690	395,008,653	87.16	402,369,709	101.86
10月	457,996,540	465,006,799	101.53	471,739,904	101.45
11月	475,021,612	438,713,685	92.36	418,115,299	95.30
12月	483,366,068	426,945,515	88.33	476,194,984	111.54
1月	438,722,792	436,079,603	99.40	450,921,607	103.40
2月	464,605,005	425,054,268	91.49	443,578,295	104.36
3月	549,250,157	465,051,684	84.67	492,962,099	106.00
合計	5,658,246,209	5,407,915,099	95.58	5,269,753,221	97.45
年間平均ベース	471,520,517	450,659,592	95.58	439,146,102	97.45

注 ※1 金額は各府県連合会への支払金額
 ※2 17年8月～19年7月：8割給付
 ※3 19年8月～：7割給付

②総医療費の状況

(平成21年6月19日現在)

診療月	平成18年度(A)	平成19年度(B)	伸率(B/A)	平成20年度(C)	伸率(C/B)
4月	583,241,190	604,904,650	103.71	591,493,300	97.78
5月	614,975,300	628,276,660	102.16	597,596,620	95.12
6月	606,527,090	635,109,660	104.71	581,668,730	91.59
7月	597,004,900	626,124,150	104.88	624,037,200	99.67
8月	629,716,650	582,222,050	92.46	555,142,250	95.35
9月	585,696,870	550,177,090	93.94	562,526,150	102.24
10月	588,569,740	650,096,810	110.45	658,876,310	101.35
11月	612,914,150	609,101,030	99.38	580,238,600	95.26
12月	626,568,950	590,555,020	94.25	666,673,640	112.89
1月	571,191,050	610,515,880	106.88	625,715,790	102.49
2月	602,897,910	592,772,390	98.32	622,380,750	104.99
3月	715,191,420	646,449,960	90.39	690,681,810	106.84
合計	7,334,495,220	7,326,305,350	99.89	7,357,031,150	100.42
年間平均ベース	611,207,935	610,525,446	99.89	613,085,929	100.42

注 ※1 レセプトデータを使用
 ※2 17年8月～19年7月：8割給付
 ※3 19年8月～：7割給付

8. 支部役員名簿

平成21年7月1日現在

支部名	支部長	副支部長	常務理事	理事		監事	顧問	参与
栃木県	柴田 勝	小塚 照夫	阿部哲夫 川嶋 仁	宮下 均・田村 一夫	加々美 隆 鶴貝 隆男	加々美 隆 鶴貝 隆男		
山梨県	三塚 憲二	三沢 茂・小林万喜男	今村 靖	岡貴篤・藤森栄二彦・滝戸英人・真田丈年 久保寺篤・宮田一彦・大森一介	池谷 剛 山本 和恵	池谷 剛 山本 和恵		
青森県	高畑 研佑	本田 富彦	本田彦樹 嶋中 繁	川嶋慶三・乗上 功 一戸惇一郎・石橋一克・猪股幸太・諏訪琢也	近藤 史 高瀬厚太郎	嶋清高 豊勇也 藤勝治		
岐阜県	横山 靖夫	高木 幹正	後藤 幸央	林晴次・古田 耕 町時正・古田 耕	森 耕一 日比野隆二	柴田 司 水野 和久 勝 峰		
富山県	吉田 季彦	山崎 安仁	中道 勇	栗山豊実・川口義治・宮田靖雄・安田 篤 松岡正道・野田 修・城川和夫	林 俊郎 加藤 高男			
滋賀県	白石 宣	芦田 欣一	西村 徹 井田 彦	真岡律雄・角田 和芳	古 安夫 原 善藏			
京都府	平塚 靖規	尾上 徹 中川 徹	足達 慶信	溝淵健二・安岡良介・松尾 亮・田中寛彰 合井健一・袋布充・堀 良之・三井博晶 坂本嘉彦・岩佐勝也・長澤成明・岩崎万喜子	陳 正和 吉 田民夫			
岡山県	酒井 昭則	渡部佳郎・的場 誠 江口 邦成	南 哲之介	熊代 進・吉田吉伸・宮島郁夫・桜井修司	近 常良 相 俊太			
山口県	永富 稔	福田 豊	野中 清貴	恩田宏司・齋藤 信・楊 亮・竹中 健	飛田 領一 河 辺 薫			
鳥根県	仲佐 善昭	恒松 研二		秦野真治・草野和茂・水野博之	榎平与司郎 古 賀 宏			
鳥取県	林 伸伍	樋口壽一郎・野坂百樹	林 伸伍	熊野光紀・小濱裕幸・平林 律	林 轟 岡本日出夫			
香川県	西岡 忠文	篠原 義明・阿部直樹	松岡 安重 藤本 幸重	久保一慶・上里寛明・小倉喜博・高橋伸次 今瀧勝己・長町直樹	岡 沢 昭宏 牧 野 武司	亀田 任弘 山下喜世弘		
徳島県	和田 明人	堀 部 紘	福井 襄 川 雅典	影本博一・小笠復夫・宮井義博	阿 佐 正一郎 米 崎 稜二	大久保 有		
高知県	堅田 和洋	恒石 定男	金子 盛俊	國藤邦彦・窪 盛 偉・野村和男・中島真司	依 岡 敏彦 橋 村 忠			
新潟県	岡田 広明	五十嵐 治	松崎 正樹 井 比 陽		佐 藤 雅真 高 桑 宣	池 主 憲一 神 成 肅 今 井 博		
岩手県	箱崎 守男	鈴木 哲男	鈴木 哲男 中屋敷 修	前 東 正次・巻藤佐智子・高橋 英一	池 田 健 安 野 松王			
石川県	白尾 理英	中塚 直	竹内 聖太郎	竹内聖太郎・大野弘毅・角 邦人・土用下 茂 柴山和貴・長谷川 靖	石 橋 宏文 蓮 池 徹			
長野県	滝澤 隆	春日 司郎・羽田明廣	羽田 明廣	土田 昌	金 山 建一			
福井県	長谷川 勝	齊藤 愛夫	齊藤 愛夫	岸本敏郎・岡田正二郎	小 林 隆一 大 久 保 一郎	大久保雅男		
沖縄県	又吉 達雄	高江洲 旭	饒波正太郎 高江洲 實	赤峯悦生・長嶺和弘・普天間 悟・仲村将満	伊 波 富夫 川 畑 剛	高嶺 明彦		

9. 高額療養費特別支給金の支給

・平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間に75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した者で、この期間に支払った医療費が自己負担限度額を超えていた場合は「高額療養費特別支給金」を支給する。

・この制度は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が実施後に75歳になった者は、その誕生月には「誕生日前の国民健康保険」と「誕生日からの後期高齢者医療制度」のそれぞれの制度で一定額を超えて医療費を支払った場合に他の月と比較して負担が増加することがあった。

・平成21年1月以降は「75歳到達月における自己負担限度額の特例」で誕生月のそれぞれの制度での自己負担限度額を2分の1にする措置がとられ、誕生月の負担増が解消された。

・この度、平成20年4月から12月までに75歳になった者にも「高額療養費特別支給金」を支給し負担増を解消することとしたものである。

10. レセプトオンライン化に伴う保険者レセプト管理システム及び審査支払契約

平成23年度からレセプトオンライン化が実施され、医療機関等からの診療報酬等の請求が原則オンライン請求となり、審査支払機関から保険者への請求もオンライン化が義務付けられる。栃木県国保連合会は平成22年度から栃木県内の全保険者の一斉導入を進めており、当組合の早急の対応が必要となっている。導入にあたり、現在のレセプトの流れを踏襲した場合種々の問題が生ずることが判明し、現在、事務局で栃木県国保連合会と打合せ等を重ね、当組合の体制づくりを模索中である。導入について、①現在の紙レセプトのシステムを踏襲し20府県の国保連合会とオンラインを結ぶ方法、②レセプトを栃木県国保連合会に集約し、栃木県国保連合会とオンラインを結ぶ2つの方法が考えられる。前者の場合、東京事務所に20台の端末が必要なこと、全国歯の保険者番号（093013）は栃木県国保連合会以外では扱い難い等の諸問題が浮上し

ている。また、後者の場合は端末は1台で良いこと及び国保連合会の共同電算事業に参加でき、システム改修費用の削減等のメリットが生ずるが、この方法を採用するには、20府県支部と当該府県国保連合会との契約を解除し、全国歯と栃木県国保連合会との新たな契約を締結することになる。これまでの調査・研究の結果では、栃木県国保連合会に集約する方法が利便性、メリット等で有利と思えることから、この方向で検討を進めていくこととする。なお、この問題は出産育児一時金の直接支払制度の実施に伴う、国保連合会との支払業務委託契約との関係もあり、慎重に取り組む必要がある。

11. 平成21年度国民健康保険事業に係る指導監督

平成21年6月22日付けで栃木県より平成21年度国民健康保険事業に係る指導監督の日程の通知があった。同通知による対象支部は下記の2支部であるが、他の支部については日程が決まり次第通知することである。

- ・島根県支部 9月3日（木）
- ・山梨県支部 10月7日（木）

〔質疑応答の要旨〕

Q 保険料賦課額の軽減措置で3種女性組合員の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の云々とあるが、この女性に意味があるのか。男性も含めた3種組合員に軽減措置をしても良いと思うが如何でしょうか。（岡山県支部 渡部佳郎議員）



渡部議員

A 男性の3種組合員は技工士が多く、所得が女性と比較して多いということ及びこの計画案を検討している段階では、実施するための財政支出の額並びに支援金、納付金等の状況が明確に掴めない状況であったために取り敢えず1年実施してみようということでスタートした。

Q 節目健診の支給要綱の改正で、受診を1月31日、申請が2月末日までとなっている。岩手県支部では、予防医学協会で2月7日、14日と3月14日に人間ドック枠を確保しているが、この要綱ができると受診できなくなる。3月14日に受診し速やかに手続きをすれば3月末日までの手続きに支障をきたした事実は発生していない。今後検討を要望します。

(岩手県支部 中屋敷修議員)



中屋敷議員

A 今回の要綱改正は、同一年度内複数の健診も認めるというのが主眼ですが、現在も節目健診補助金の申請は、会計処理上の問題で要綱に規定されていないが2月末日で締め切っています。要綱に規定しないまま締切を2月末日とすることは適切でないために、現状追認の形で規定したものです。

Q 所得扶養の事実等を加入要件とすることは適切でないので、規約施行規則第2条第5項の規定を速やかに改正ということですが、3種組合員の家族が加入したいと申された場合はすべて認めることになるのでしょうか。

(京都府支部 足達慶信議員)



足達議員

A 国保法上組合員になること自体は任意であるが、組合員になった以上はその世帯に属する者は適用除外の規定に該当しない限り、その国保組合の被保険者とされるとなっております。

Q 1種組合員の奥様で高額所得があり納税していても加入させるということですか。

(栃木県支部 阿部哲夫議員)



阿部議員

A 所得の有無を加入要件とすることは適切でないので、所得があっても加入させなければならぬということです。

Q レセプトオンライン化に伴う審査支払契約を全国歯と栃木県国保連合会と締結するための費用はどちらが負担するのでしょうか。

(栃木県支部 川嶋仁一議員)

A 契約の直接の経費は掛かりません。業務を行うにあたっての打合せの費用及び端末機等の費用はそれぞれが負担することになります。

Q 私が30数年前に入会した時、遺族年金を



川嶋議員

受けていた方が年金があるという理由で入れて頂けなかったが、そういう方も家族として加入させてよいということですね。

(岡山県支部 渡部佳郎議員)

A 組合員の世帯に属する者は被保険者とするということで、所得の有無及び年令等で被保険者としなないことは適切でないということです。規約に規定して組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としなないことはできません。

南議長 他にないようですので、報告事項の特にレセプトオンライン化に伴う審査支払契約についてもご了解頂いたと理解いたします。それでは日程6.報告事項を終了いたしまして日程7.議事に移ります。

■ 議 事

第1号議案 規約の一部改正（案） について議決を求める件 今井専務理事

規約の一部改正（案）について、今井専務理事より次のように説明の後採決に入り、原案どおり全員挙手により可決承認された。

第13条（出産育児一時金）

厚生労働省が緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金を4万円引き

上げ42万円とすることに伴い、当組合の出産育児一時金を42万円にするために所要の改正を行うものである。（平成21年10月1日から施行）

第25条（延滞金）

健康保険料や厚生年金保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険料法等の一部改正案が4月24日に成立し、平成22年1月1日より施行されることに伴い、厚生労働省は国保の保険料についても、延滞金の軽減措置を設けるように求める通知を都道府県に示した。これを受け当組合の延滞金利率を引き下げのために所要の改正を行うものである。（平成22年1月1日から施行）

第30条（組合会議員の任期）

第45条（役員任期）

公益法人改革に伴い、殆どの都道府県歯科医師会の役員等の任期が3年から2年に改正された。また、関係団体の役員等の任期も2年に改正された。このために、当組合と関係歯科医師会及び関係団体の役員任期に乖離が生じ、任期途中で交代するケースがでてくる。このために、役員及び組合会議員の任期を2年に改正し、効率的かつ円滑な組合運営に資するために所要の改正を行うものである。（平成23年4月1日から施行）

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
第3章 保険給付	第3章 保険給付
第12条～第12条の2 (略)	第12条～第12条の2 (略)
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として380,000円を支給する。	第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として380,000円を支給する。
2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
第14条～第15条 (略)	第14条～第15条 (略)
第5章 保険料	第5章 保険料
第18条～第24条 (略)	第18条～第24条 (略)
(延滞金)	(延滞金)
第25条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、 <u>保険料1,000円（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）</u> につき <u>1日15銭の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収する。</u> ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。	第25条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの <u>期間の日数</u> に応じ、 <u>当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> につき年14.6%（当該納期限の翌日から <u>三月を経過する日までの期間</u> については、年7.3%）の割合を乗じて計算した <u>延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）</u> を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。
一 <u>延滞金が500円未満のとき。</u>	
二 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。	一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
三 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。	二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。

現 行	改 正
<p>四 その他特別の事由があると理事長が認めた場合。</p>	<p>三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合。</p>
<p>第26条～第27条 (略)</p>	<p>第26条～第27条 (略)</p>
<p>第6章 組合会</p>	<p>第6章 組合会</p>
<p>第28条～第29条 (略)</p>	<p>第28条～第29条 (略)</p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p><u>(組合会議員の任期)</u></p>
<p>第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の4月1日から起算して<u>3年</u>とする。 ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。</p>	<p>第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の4月1日から起算して<u>2年</u>とする。 ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。</p>
<p>第31条～第38条 (略)</p>	<p>第31条～第38条 (略)</p>
<p>第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員</p>	<p>第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員</p>
<p>第39条～第44条 (略)</p>	<p>第39条～第44条 (略)</p>
<p><u>(役員任期)</u></p>	<p><u>(役員任期)</u></p>
<p>第45条 理事及び監事の任期は、<u>3年</u>とする。 ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。</p>	<p>第45条 理事及び監事の任期は、<u>2年</u>とする。 ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。</p>
<p>第46条～第55条 (略)</p>	<p>第46条～第55条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1. この規約は、昭和53年4月1日から施行する。 2. この規約施行の際、現に被保険者である者はこの規約の規定により加入したものとみなす。 3. この規約施行の際、現に理事、監事及び組合会議員である者はそれぞれ解任されたものとみなす。 4. この規約施行前の保険事由に係る未支給の保険給付は、なお従前の例による。</p>	<p>1. この規約は、昭和53年4月1日から施行する。 2. この規約施行の際、現に被保険者である者はこの規約の規定により加入したものとみなす。 3. この規約施行の際、現に理事、監事及び組合会議員である者はそれぞれ解任されたものとみなす。 4. この規約施行前の保険事由に係る未支給の保険給付は、なお従前の例による。</p>
	<p><u>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</u> 5. 被保険者又は被保険者であった者が平成<u>21年10月1日から平成23年3月31日までの間に</u>出産したときに支給する出産育児一</p>

現 行	改 正
	<p><u>時金についての第13条の規定の適用については、同条中「380,000円」とあるのは、「420,000円」とする。</u></p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p><u>6. 第25条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3%の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この規約による附則第5項の規定については、平成21年10月1日から施行し、第25条及び附則第6項の規定については平成22年1月1日から、その他の規定は平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. この規約による改正後の組合同約第30条及び第45条の規定は、平成23年4月1日以後に就任する者について適用し、平成23年3月31日以前に就任する者については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3. この規約による改正後の組合同約第25条及び附則第6項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</u></p>

第2号議案 平成20年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

平成20年度事業報告について、今井専務理事より説明があり質疑応答の後、採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

平成20年度事業報告

I 概況

平成20年度は、世界的な金融危機に端を發

した未曾有の不況が続く国内では政治の混迷が続く中、昭和36年の国民皆保険の創設以来最大級と位置付けられる医療制度改革の主要部分が実施された。

平成20年度に実施された主なものは、新たな高齢者医療制度を創設し、75歳以上の者の心身の特性等を踏まえた後期高齢者医療制度を実施し、前期高齢者の医療に係る財政調整制度を実施した。また、世代間・制度間で支援を行うという趣旨の後期高齢者支援金及び

前期高齢者納付金並びに病床転換支援金等が実施され、医療費適正化計画の柱である特定健診・特定保健指導が実施された。しかし、後期高齢者医療制度については、実施直後に呼称を長寿医療制度と改めた上で、高齢者医療制度に関する検討会を設置して議論を重ね、平成21年3月に事実上の最終報告が示されたが論点の整理にとどまり、見直しの方向性も示されないで終了した。

(1) 支援金等・納付金等の状況

後期高齢者支援金は予算額2,557,765,000円に対して、決算額2,557,131,296円で対予算比0.02%減。前期高齢者納付金は予算額551,638,000円に対して決算額732,184,106円で、対予算比32.73%と大幅増。介護納付金は予算額974,141,000円に対して決算額971,423,912円で対予算比0.28%減。

支援金・納付金の保険料に占める割合は38.54%で療養諸費が保険料に占める割合の37.86%を僅かながら上回った。

また、保険給付費が保険料に占める割合は45.66%となり、保健給付費+支援金・納付金が保険料に占める割合は84.20%であった。

前期高齢者納付金は、激変緩和措置により平成20年度は本来額の3分の1の額であるが、決算額が予算額に対して32.8%増となったことと併せて、本来額となる平成22年度の状況が懸念される。また、療養諸費+支援金・納付金が保険料に占める割合は76.40%であった。

(2) 国庫補助の状況

平成20年度は、旧政管健保への国庫負担の一部を被用者保険に肩代わりさせ、国保組合への定率補助を32%から28%に削減することが決まっていたが、この特例法案が廃案となり国保組合への国庫補助は32%が維持されることとなった。

(3) 特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導の実施について

は、平成20年度は実施初年度ということもあり、実施体制が整わないこと及び国保ベースの集合契約の締結に時間を要し、受診券の発行が12月となり、平成20年度の実質実施期間が4カ月となり実施率は13.54%であった。都道府県単位を軸とした実施体制づくりの中の広域国保組合の実施体制の構築の難しさがあった。

(4) 高齢者の医療に係る凍結措置

平成20年度から70歳から74歳の被保険者の一般所得者の一部負担金が1割から2割に引き上げられたが、平成21年3月まで1割に据え置かれた。

(5) 出産育児一時金

平成21年1月1日より創設される産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は、1児につき3万円加算し38万円支給することとなった。当組合は一律38万円とすることとした。ただし、加入分娩機関で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプを押した領収書等を添付することが必要である。

所得調査(国庫補助に関する調査)にご協力ありがとうございます。

平成21年度は5年に1度の割合で実施される所得調査の年となりました。この調査は、厚生労働省国保課より国保組合に加入している被保険者の所得を調べることにより、各国保組合の財政力を把握し、国保組合に対する国庫補助額を適正に算定すること及び医療保険制度の見直しの資料にするために行うものです。

調査の主旨をご理解いただき、大変ご面倒なお願いにも拘わらず調査にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

Ⅱ 事業の実施状況

1. 被保険者及び後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数(平均)

種別		平成20年度(A)	平成19年度(B)	比較(A/B) %
組合員	1種	11,831	13,004	▲ 9.02
	2種	955	898	6.35
	3種	24,741	24,687	0.22
	計	37,527	38,589	▲ 2.75
家族	1種	25,541	28,207	▲ 9.45
	2種	677	616	9.90
	3種	3,704	3,909	▲ 5.24
	計	29,922	32,732	▲ 8.58
合計	1種	37,372	41,211	▲ 9.32
	2種	1,632	1,514	7.79
	3種	28,445	28,596	▲ 0.53
	計	67,449	71,321	▲ 5.43

(2) 被保険者数(前期高齢者・未就学児・介護保険・特定被保険者/平均: 再掲)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	特定
組合員	1種	1,255	0	9,199	256
	2種	1	0	194	571
	3種	84	0	5,839	8,135
	計	1,340	0	15,232	8,962
家族	1種	1,273	2,065	7,307	548
	2種	5	280	57	352
	3種	120	542	530	988
	計	1,398	2,887	7,894	1,888
合計	1種	2,528	2,065	16,506	804
	2種	6	280	251	923
	3種	204	542	6,369	9,123
	計	2,738	2,887	23,126	10,850

(3) 後期高齢者組合員数

後期高齢者組合員
983

2. 保険料収入の状況

種 別		平成20年度(A)	平成19年度(B)	比較(A/B)%
基 礎 賦 課 額	均 等 割	3,480,167,400	5,605,209,500	▲ 37.91
	所 得 割	2,528,530,302	2,636,617,912	▲ 4.10
後期高齢者支援金等賦課額		1,860,405,600	-	-
介護納付金賦課額		751,078,700	761,222,000	▲ 1.33
後期高齢者賦課額		70,938,000	-	-
合 計		8,691,120,002	9,003,049,412	▲ 3.46

3. 国庫補助金の状況

項 目	平成20年度(A)	平成19年度(B)	比較(A/B)%
事務費負担金	43,697,394	48,329,764	▲ 9.58
療養給付費等補助金	2,116,300,859	1,674,324,363	26.40
後期高齢者支援金補助金	773,334,069	-	-
病床転換支援金補助金	490,460	-	-
老人保健医療費拠出金補助金	78,942,410	1,300,290,867	▲ 93.93
介護納付金補助金	307,564,043	319,257,351	▲ 3.66
療養給付費補助金過年度分	57,760,008	0	-
特別対策費補助金	36,384,000	16,929,000	114.92
出産育児一時金等補助金	59,325,000	57,737,000	2.75
高額医療費共同事業補助金	11,223,000	10,783,000	4.08
後期高齢者医療制度関係 業務準備事業費補助金	0	5,551,000	▲ 100.00
特定健康診査等補助金	7,614,000	-	-
合計	3,448,937,849	3,384,872,581	1.89

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割
2.家族	7割
3.義務教育就学前の者	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳)	
・現役並み所得者	7割
・一般所得者	8割※
・低所得者	8割※

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により平成21年3月まで9割に据え置かれた。

(2) 療養給付費の状況

診療月	平成20年度(A)	平成19年度(B)	比較(A/B) %
4月	424,893,481	467,193,820	▲ 9.05
5月	428,511,461	490,368,669	▲ 12.61
6月	417,858,240	492,449,046	▲ 15.15
7月	446,203,814	487,150,183	▲ 8.41
8月	396,404,328	418,893,174	▲ 5.37
9月	402,369,709	395,008,653	1.86
10月	471,739,904	465,006,799	1.45
11月	418,115,299	438,713,685	▲ 4.70
12月	476,194,984	426,945,515	11.54
1月	450,921,607	436,079,603	3.40
2月	443,578,295	425,054,268	4.36
3月	492,962,099	465,051,684	6.00
合計	5,269,753,221	5,407,915,099	▲ 2.55

※平成19年度は食事・生活療養費差額支給分は除く。

(3) 食事・生活療養費差額支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
0	0	2	5,900	▲ 100.00	▲ 100.00

(4) 歯科給付の状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
24,131	273,228,040	24,975	283,881,220	▲ 3.38	▲ 3.75

※歯科給付の状況は、歯科審査査定前の件数、費用額。

(5) 高額療養費の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3,595	347,240,368	2,853	277,380,800	26.01	25.19

(6) 出産育児一時金の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
623	234,500,000	690	241,450,000	▲ 9.71	▲ 2.88

(7) 葬祭費の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
114	15,600,000	309	39,800,000	▲ 63.11	▲ 60.80

(8) 療養費の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
20,289	92,666,222	18,721	91,911,886	8.38	0.82

※平成20年度は海外療養費分は除く。

(9) 海外療養費の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	14,532	0	0	-	-

(10) 移送費の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
0	0	1	22,218	▲ 100.00	▲ 100.00

(11) 傷病手当金の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
720	51,713,000	880	80,295,500	▲ 18.18	▲ 35.60

(12) 療養附加金の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
12,988	99,774,900	-	-	-	-

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	平成20年度(A)	平成19年度(B)	比較(A/B) %
[収入]			
交付金	95,581,000	126,425,000	▲ 24.40
国庫補助金	11,223,000	10,783,000	4.08
収入合計	106,804,000	137,208,000	▲ 22.16
[支出]			
高額医療費拠出金	141,078,000	121,709,000	15.91
収支差額	▲ 34,274,000	15,499,000	▲ 321.14

6. 保健事業の状況

(1) 保健事業費の交付状況

- ① 定額交付分 各支部 1,550,000円
- ② 被保険者割交付分 被保険者1人当たり 440円

定額交付分	被保険者割分		交付額合計
	被保険者数	被保険者割交付分	
31,000,000	71,287	31,366,280	62,366,280

(2) 節目健診事業の状況

平成20年度					
平成20年度分該当者(A)		平成19年度分該当者(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
3,343	82,503,731	2,780	69,921,107	20.25	18.00

※平成19年度は、節目健診事業を実施しなかったために、平成20年度に平成19年度に該当した者も併せて実施した。

(3) 特定健診の状況

平成20年度(A)			平成19年度(B)			比較(A/B) %		
該当者	受診者	受診率	該当者	受診者	受診率	該当者	受診者	受診率
26,029	3,525	13.54	-	-	-	-	-	-

(4) 資金貸付事業の状況

① 高額療養費資金貸付事業

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	6	1,416,000	▲ 100.00	▲ 100.00

② 出産費資金貸付事業

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B) %	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	5,320,000	20	5,600,000	▲ 5.00	▲ 5.00

(5) 医療費通知

- ① 加入後2ヶ月間以内 5月、7月、9月、11月、1月、3月
受診者への通知 計6回実施
- ② 年間医療費通知 8月に各支部1回通知

(6) 健康家庭表彰の状況

① 健康家庭表彰の該当者の条件

3年度間連続して医療機関にかからなかった組合員もしくは世帯

② 健康家庭表彰該当者数

単身者世帯	2名世帯	3名世帯	4名世帯	5名世帯	合計
358	24	4	1	1	388

(7) 啓発事業の検討の実施状況

平成20年度から実施される特定健診・特定保健指導について、理事会、組合会及び組合報でその目的、趣旨等を周知すると共に事業実施方法を検討する中で、健診及び保健指導対象者に対する案内方法を検討した。

(8) 後期高齢者組合員保健事業の状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B)%	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
95	12,048,000	-	-	-	-

② 死亡見舞金の支給状況

平成20年度(A)		平成19年度(B)		比較(A/B)%	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
42	8,400,000	-	-	-	-

7. レセプト点検事業 (平成19年度点検分)

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
一般分	8,476,776	7,238,007	▲ 1,238,769	3,969,000	2,730,231
老健波及効果分	3,260,056	5,332,994	2,072,938	1,701,000	3,773,938
合計	11,736,832	12,571,001	834,169	5,670,000	6,504,169

8. 広報活動の状況

- (1) 組合報を2回発行(全国歯報)
- (2) ホームページ

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、議員、職員が協力して業務を推進しなければならない。そのために、各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上を図り、年々増大する業務に対応した。

Ⅳ 諸会議の開催

(1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第63回通常組合会	平成20年7月23日(水)	中野サンプラザ
第64回通常組合会	平成21年3月25日(水)	中野サンプラザ

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成20年4月2日(水)	中野サンプラザ
第2回理事会	平成20年6月25日(水)	中野サンプラザ
第3回理事会	平成20年11月12日(水)	中野サンプラザ
第4回理事会	平成21年2月25日(水)	中野サンプラザ

(3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成20年4月2日(水)	中野サンプラザ
第2回常務会	平成20年5月14日(水)	東京事務所
第3回常務会	平成20年6月25日(水)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成20年7月23日(水)	中野サンプラザ
第5回常務会	平成20年10月15日(水)	東京事務所
第6回常務会	平成20年11月12日(水)	中野サンプラザ
第7回常務会	平成21年2月4日(水)	東京事務所
第8回常務会	平成21年2月25日(水)	中野サンプラザ
第9回常務会	平成21年3月25日(水)	中野サンプラザ

(4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成20年6月24日(火)	東京事務所
第2回監事会	平成21年2月24日(火)	東京事務所

(5) 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成20年度事務研修会	平成20年 5月23日(金) ~24日(土)	こまばエミナース

(6) 委員会

①30周年記念誌編集委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回30周年記念誌編集委員会	平成20年 7月30日(水)	東京事務所

(7) 担当打合会等

会議名	開催日	開催場所
第1回経理(会計)担当打合会	平成20年12月17日(水)	東京事務所
第1回総務担当打合会	平成21年 1月21日(水)	東京事務所

V 関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成20年 4月25日(金)	栃木県国保連合会

(2) 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
特定健診等データシステム説明会	平成20年 9月 8日(月)	栃木県国保連合会
「保険者レセプト管理システム」 担当者説明会	平成20年 9月10日(水)	栃木県国保連合会
集合契約に係る作業部会	平成21年 2月12日(木)	栃木県国保連合会
特定健診・特定保健指導実践者 育成研修会	平成21年 3月10日(火)	栃木県総合文化センター

(3) 全協関係

① 総会

会議名	開催日	開催場所
第51回通常総会	平成20年 6月19日(木)	クラウンプラザ神戸
第52回通常総会	平成21年 3月13日(金)	明治記念館

② 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成20年 4月25日(金)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成20年 5月23日(金)	ホテルニューオータニ
関東甲信越事務局(局)長研修会	平成20年11月21日(金)	厚生会館

③ 研修会

会議名	開催日	開催場所
事務局(局)長研修会	平成20年 6月 4日(水) ～ 5日(木)	箱根・湯本富士屋ホテル
理事長・役員研修会	平成20年 7月10日(木) ～11日(金)	箱根・湯本富士屋ホテル
職員研修会	平成20年 9月 2日(火)	こまばエミナース
理事長・役員研修会	平成20年 9月19日(金)	八重洲富士屋ホテル
保健事業推進担当者研修会	平成20年11月 4日(火) ～ 5日(水)	こまばエミナース
事務局(局)長研修会	平成21年 2月 6日(金)	こまばエミナース

■ 当日質問

〔質疑応答の要旨〕

Q 高額療養費の支給状況の19年度（前年度）の金額が、昨年度の第63回組合会の事業報告の19年度の件数は同じだが、金額が4千数百円違うが事務局で調査して教えて頂きたい。

（富山県支部 川口義治予備議員）

A 先程、川口予備議員よりご指摘の件についてお答えいたします。平成19年度の高額療養費の支給額が277,385,120円となっておりますが、正しくは277,380,800円でございます。なお、対前年度比はマイナス25.19%でございます。訂正してお詫び申し上げます。



川口予備議員

**第3号議案 平成20年度歳入歳出決算
について議決を求める件 鈴木常務理事**

鈴木常務理事から平成20年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて趣旨説明の後、採決に入り、全員挙手により可決承認された。

決算の状況

1. 歳入の状況

1 款 保険料収入は、8,691,120,002円で、前年度の9,003,049,412円と比較してマイナス3.46%減少し、実額で311,929,410円の減となった。内訳として、医療給付費分保険料は、6,008,697,702円で、前年度の8,241,827,412円と比較してマイナス27.10%減少し、実額で2,233,129,710円の減であった。20年度は、これまでの均等割賦課額から均等割賦課額と後期高齢者支援金等賦課額（新設）と分けたために大きく減少しているが、後期高齢者支援金等賦課額（1,860,405,600円）を足すと前年度と比較してマイナス4.52%の減少となる。介護納付金分保険料は、751,078,700円で、前年度の761,222,000円と比較してマイナス1.33%減少し、実額で10,143,300円の減であった。後期高齢者賦課額（新設）は、70,938,000円であった。

2 款 国庫支出金（国からの補助金）は、3,492,635,243円で、前年度3,433,202,345円と比較して、1.73%の伸び、実額で59,432,898円の増となった。

3 款 前期高齢者交付金（新設）は、前期高齢者の占める割合が全被保険者数の12%を下回っているため、交付金は無かった。

4 款 共同事業交付金は、95,581,000円で、前年度126,425,000円と比較して30,844,000円の減となった。



鈴木常務理事

5 款 財産収入は、17,168,837円で前年度の14,322,439円と比較して2,846,398円の増となった。

6 款 繰入金については、20年度は繰り入れを致しておりません。

7 款 繰越金は、前年度剰余金より2,763,556,554円を繰り越ししている。

なお、前年度の繰越金は、2,328,645,544円であった。

8 款 諸収入は、40,309,646円で、前年度の44,563,156円と比較して4,253,510円の減となった。

歳入決算総額は、15,100,371,282円となり、前年度14,950,207,896円と比較して1.00%の伸び、実額で150,163,386円上回っている。

2. 歳出の状況

1 款 組合会費は、13,235,932円で、前年度18,600,128円と比較してマイナス28.84%減少し、実額で5,364,196円の減となった。

2 款 総務費は、576,305,519円で、前年度564,556,042円と比較して2.08%の伸び、実額で11,749,477円の増となった。

3 款 保険給付費は、6,155,306,065円で、前

年度6,182,466,631円と比較してマイナス0.44%減少し、実額で27,160,566円の減となった。

歳出決算総額に占める割合をみると52.72%となる。

4款 後期高齢者支援金（新設）は、2,557,131,296円であった。

歳出決算総額に占める割合をみると21.90%となる。

5款 前期高齢者納付金（新設）は、732,184,106円であった。20年度は激変緩和措置により1/3であったが、21年度は2/3、22年度は満額となる。

歳出決算総額に占める割合をみると6.27%となる。

6款 老人保健拠出金は、249,160,889円で、前年度4,054,079,445円と比較してマイナス93.85%、実額3,804,918,556円の減となった。

20年度より後期高齢者医療制度に移行しており、大幅に減となっている。

歳出決算総額に占める割合をみると2.13%となる。

7款 介護納付金は、971,423,912円で、前年度の1,012,906,161円と比較して、41,482,249円の減となった。

歳出決算総額に占める割合をみると8.32%となる。

8款 共同事業拠出金は、141,078,000円で、前年度の121,709,000円と比較して19,369,000円の増となった。

9款 保健事業費は、268,284,877円で、前年度135,336,638円と比較して、132,948,239円の大幅増となった。これは、節目健診を2年度分行われたことと、従来の保健事業費の他に特定健康診査等事業

費（新設）が入ったため。

10款 積立金は、法定積立金（特別積立金及び給付費等支払準備金）は法定額を満たしているため、積み立てしていないが、事務所管理積立金に、10,000,000円を積み立てしている。

11款 諸支出金は、平成19年度の国庫補助金額が超過交付となったため707,000円支出している。

12款 予備費は、保険給付費に7,800,000円、後期高齢者支援金に39,147円、前期高齢者納付金に180,546,387円、諸支出金に706,000円、それぞれに充当している。

歳出決算総額は、11,674,817,596円で、前年度12,186,651,342円と比較してマイナス4.20%の減、実額で511,833,746円下回った。

3. 歳入・歳出決算の状況

歳入合計額	15,100,371,282円
歳出合計額	11,674,817,596円
決算剰余金	3,425,553,686円

4. 実質収支の状況

繰入金と前年度からの繰越金を控除した実質収支をみると、平成20年度は661,997,132円の黒字収支となっております。

実質歳入総額	12,336,814,728円
実質歳出総額	11,674,817,596円
差 引	661,997,132円

繰入金	0円
繰越金	2,763,556,554円

平成20年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 険 料		8,637,157,000	8,691,120,002	8,691,120,002			53,963,002
	1.国民健康 保 険 料	8,637,157,000	8,691,120,002	8,691,120,002			53,963,002
2.国 庫 支 出 金		3,060,626,000	3,492,635,243	3,492,635,243			432,009,243
	1.国 庫 負 担 金	45,984,000	43,697,394	43,697,394			▲ 2,286,606
	2.国 庫 補 助 金	3,014,642,000	3,448,937,849	3,448,937,849			434,295,849
3.前期高齢者 交 付 金		1,000	0	0			▲ 1,000
	1.前期高齢者 交 付 金	1,000	0	0			▲ 1,000
4.共同事業 交 付 金		102,121,000	95,581,000	95,581,000			▲ 6,540,000
	1.共同事業 交 付 金	102,121,000	95,581,000	95,581,000			▲ 6,540,000
5.財産収入		14,322,000	17,168,837	17,168,837			2,846,837
	1.財 産 運 用 収 入	14,322,000	17,168,837	17,168,837			2,846,837
6.繰 入 金		1,000	0	0			▲ 1,000
	1.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0			▲ 1,000
7.繰 越 金		1,000,000,000	2,763,556,554	2,763,556,554			1,763,556,554
	1.繰 越 金	1,000,000,000	2,763,556,554	2,763,556,554			1,763,556,554
8.諸 収 入		12,458,000	40,309,646	40,309,646			27,851,646
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	0	0			▲ 1,000
	2.立替収入	1,000	739,442	739,442			738,442
	3.預金利子	12,452,000	14,615,656	14,615,656			2,163,656
	4.雑 入	4,000	24,954,548	24,954,548			24,950,548
歳 入 合 計		12,826,686,000	15,100,371,282	15,100,371,282			2,273,685,282

歳出

(単位：円)

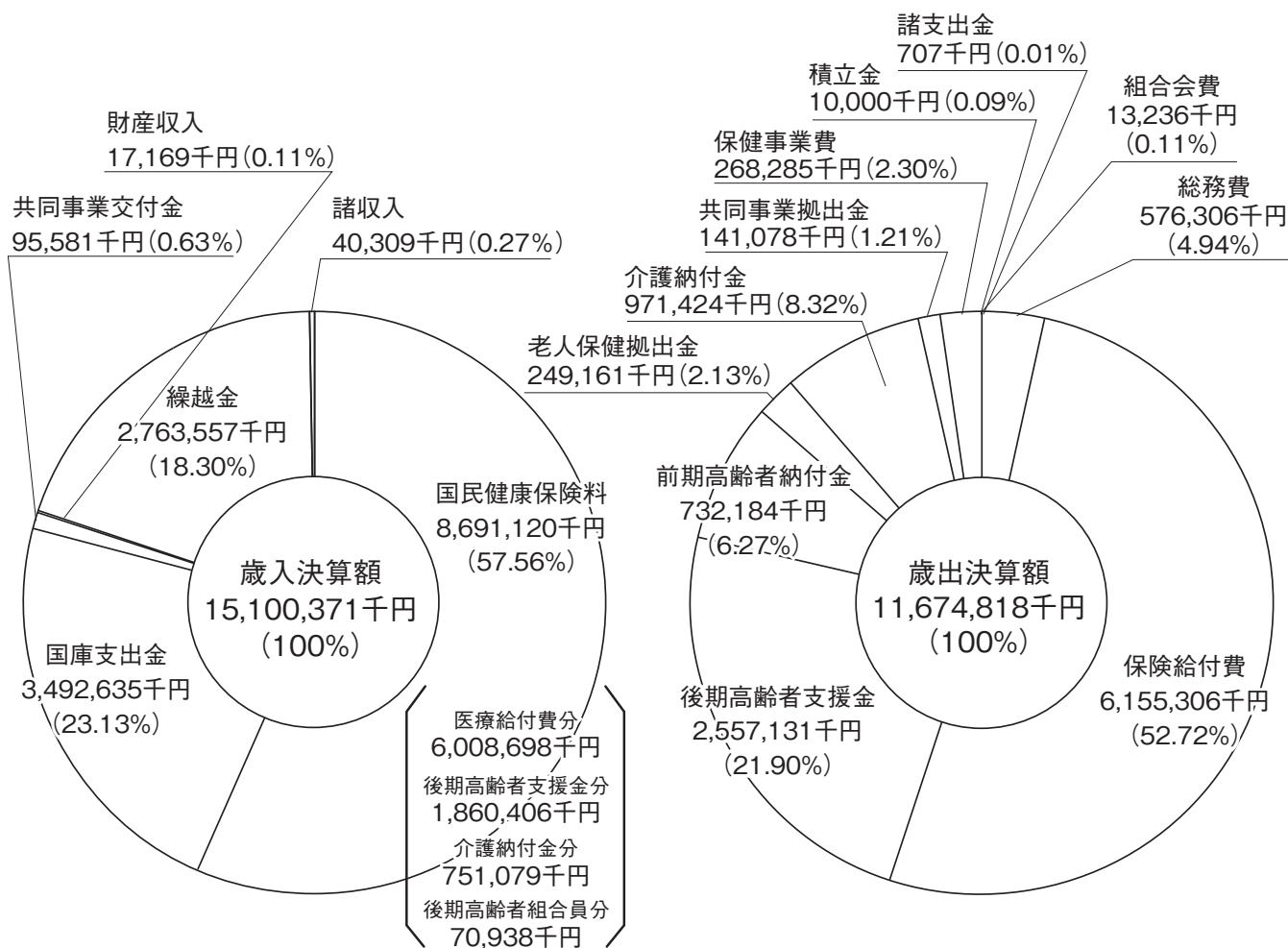
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と支出済額との比較
1.組合会費		16,200,000	13,235,932		2,964,068
	1.組合会費	16,200,000	13,235,932		2,964,068
2.総務費		631,361,000	576,305,519		55,055,481
	1.総務管理費	631,360,000	576,305,519		55,054,481
	2.徴収費	1,000	0		1,000
3.保険給付費		6,752,440,000	6,155,306,065		597,133,935
	1.療養諸費	5,939,400,000	5,406,477,797		532,922,203
	2.高額療養費	348,873,000	347,240,368		1,632,632
	3.移送費	1,000,000	0		1,000,000
	4.出産育児諸費	234,500,000	234,500,000		0
	5.葬祭費	15,600,000	15,600,000		0
	6.傷病手当金	72,686,000	51,713,000		20,973,000
	7.療養附加金	140,381,000	99,774,900		40,606,100
4.後期高齢者支援金		2,557,804,147	2,557,131,296		672,851
	1.後期高齢者支援金	2,557,804,147	2,557,131,296		672,851
5.前期高齢者納付金		732,184,387	732,184,106		281
	1.前期高齢者納付金	732,184,387	732,184,106		281
6.老人保健拠出金		287,359,000	249,160,889		38,198,111
	1.老人保健拠出金	287,359,000	249,160,889		38,198,111
7.介護納付金		974,141,000	971,423,912		2,717,088
	1.介護納付金	974,141,000	971,423,912		2,717,088
8.共同事業拠出金		146,101,000	141,078,000		5,023,000
	1.共同事業拠出金	146,101,000	141,078,000		5,023,000
9.保健事業費		332,404,000	268,284,877		64,119,123
	1.特定健康審査等事業費	78,170,000	28,671,794		49,498,206
	2.保健事業費	254,234,000	239,613,083		14,620,917
10.積立金		30,002,000	10,000,000		20,002,000
	1.積立金	30,002,000	10,000,000		20,002,000
11.諸支出金		707,000	707,000		0
	1.償還金	707,000	707,000		0
12.予備費		365,982,466	0		365,982,466
	1.予備費	365,982,466	0		365,982,466
歳出合計		12,826,686,000	11,674,817,596		1,151,868,404

歳入合計 15,100,371,282円

歳出合計 11,674,817,596円

差引残高 3,425,553,686円

平成20年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



第4号議案 平成20年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木常務理事

鈴木常務理事より平成20年度決算剰余金の処分について平成21年度に繰越すことについて説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

平成20年度歳入歳出決算

歳入合計額	15,100,371,282円
歳出合計額	11,674,817,596円
決算剰余金	3,425,553,686円

上記剰余金を下記のとおり処分します。

平成21年度繰越金 3,425,553,686円

歯科医師のみなさま!! 加入のご検討をお勧めします。

国民年金基金とは

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第一号被保険者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして年金を受け取るための公的な年金制度であり、税制上の優遇や国庫による助成などの特別な措置があります。

税制上のメリット

掛金は全額“社会保険料控除”となります。〔掛金の上限は月額68,000円です。但し、個人型確定拠出年金にも加入されている場合には、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります〕また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用され、所得税・住民税の軽減につながります。

特長

- ①加入は口数制で、年金額や給付の型は加入者が自分で選択できます。
- ②掛金月額、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、男女の別によって決まります。

お問い合わせ
資料請求は

☎ 0120-155-950
歯科医師国民年金基金

(国民年金基金に加入できるのは、
国民年金への加入者で、60歳未満の歯科医師の方に限ります。)

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-4-4 ハリファックス九段ビル8階

http://www.npfunddent.or.jp e-mail: office@npfunddent.or.jp

歯科医師国民年金基金は、日本歯科医師会を母体として設立され、平成3年5月に職能型国民年金基金第一号として認可されました。

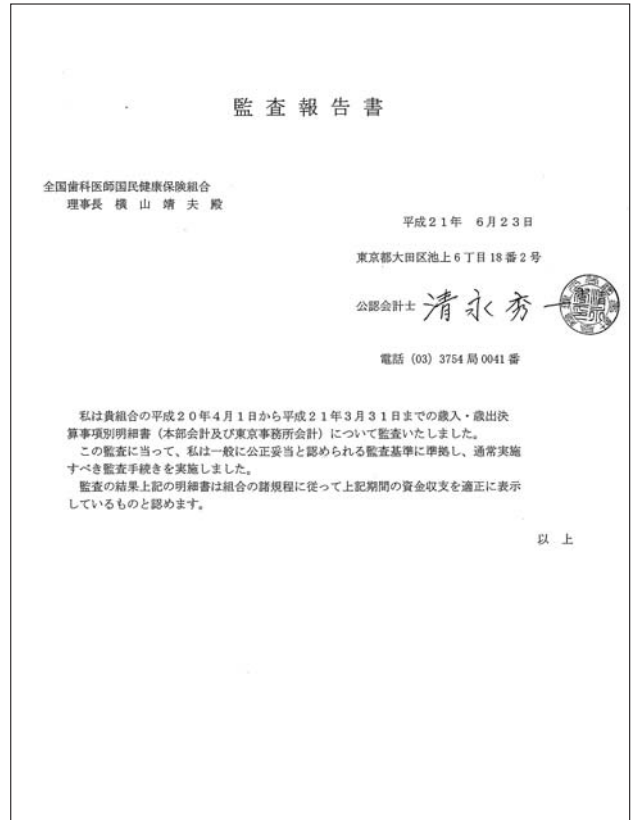
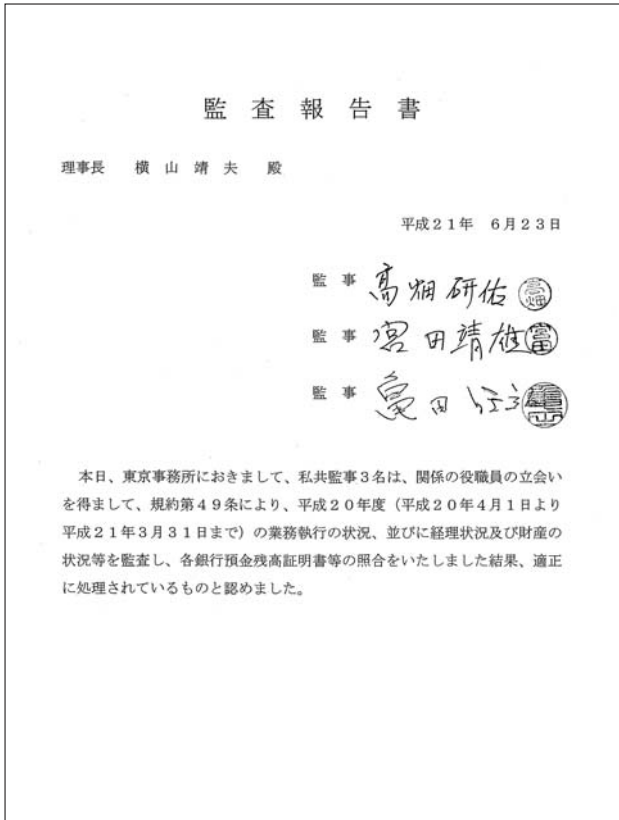
監査報告

高畑監事

高畑監事より、平成20年度の業務執行の状況並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等の監査の結果について、別紙の監査報告書のとおり報告があった。



高畑監事



財産状況報告

1. 積立金

科 目	金 額 (円)
①特別積立金	1,368,530,000
②給付費等支払準備金	798,000,000
③別途積立金	125,000,000
④事務所管理積立金	136,325,000
⑤役職員退職死亡給与積立金	270,201,784
合 計	2,698,056,784

2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録(東京事務所) (平成20年度末現在)

品目	数量	品目	数量
事務用机	5	除湿機	2
事務用椅子	12	冷蔵庫	3
ミーティングテーブル	2	25型カラーテレビ	1
ミーティングチェア	18	シュレッダー	3
パネルスクリーン	1	ユニシス端末機	16
デジタルカメラ	2	ICレコーダー	1
スーパーボード(M20)	1	ウォシュレット	4
オーバーヘッドプロジェクター	1	シューズボックス	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1	書庫	1

(2) 備品目録(支部事務所) (平成20年度末現在)

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
栃木	レーザープリンタ	2	鳥取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山梨	レーザープリンタ	2	香川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青森	レーザープリンタ	2	徳島	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岐阜	レーザープリンタ	2	高知	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
富山	レーザープリンタ	2	新潟	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
	ファクシミリ	1			
滋賀	レーザープリンタ	1	岩手	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京都	レーザープリンタ	2	石川	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
岡山	レーザープリンタ	1	長野	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山口	レーザープリンタ	2	福井	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島根	レーザープリンタ	2	沖縄	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

第5号議案 理事の承認を求める件

今井専務理事

今井専務理事より、井上悟理事の辞任に伴う香川県支部選出の理事について、規約第40条第1号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり承認を求める趣旨説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏名 篠原 義明

任期 平成21年8月1日～平成23年3月31日

〔新理事就任挨拶 篠原義明先生〕

失礼いたします。ただ今ご承認頂きました香川県支部の篠原でございます。今後とも宜しくお願い申し上げます。



篠原新理事

褒章受章者に対する記念品の贈呈

尾上常務理事より、平成21年春の褒章受章者で藍綬褒章を受章された和田明人先生の紹介に引き続き、横山理事長から記念品を贈呈し祝意を表した。



和田明人先生（徳島県支部長）

〔褒章受章者挨拶 和田明人先生〕

和田でございます。今日は記念品を頂戴いたしまして本当に有難うございました。県歯の役員が長かったので物事順番かなという気持ちでございましたが、褒章を受章いたしまして、幼稚園の担任の先生からお手紙を頂戴したことがあります。本当に気が付くと沢山の先生方にお世話になった結果なんだという思いがいたしております。今日ここで記念品を頂く理由が最初解らないと言うのが正直なところで、まだ一年の支部長でございますので、そういう意味でかえってご迷惑をお掛けした思いがいたしております。先生方のご厚情大変有難うございました。

■ 全体に対する質問・要望等

〔質疑応答の要旨〕

Q 決算を拝見すると、これから後期高齢者支援金やその他の支出の増加も考えられるということで、今、色々な組織で機構制度改革が行われているが、この組織もそのようなことをお考えかどうかお聞かせ頂きたいと思えます。総務費の削減が全体に対してどの程度の削減効果があるのかはそれ程大きな問題ではないかも知れませんが、組合員の感情として組織のスリム化をしても良いのではと考えておりますが執行部のご意見を伺いたい。

(新潟県支部 五十嵐治議員)



五十嵐議員

A 全国歯は20府県で構成している団体ですので、20府県が1つに纏って組合を運営して行くために、創設当時から20府県の融和と団結を重視して運営してきたと聞いております。役員の数が多いとお感じになる先生方もおられるかも知れませんが、金山理事長の時に理事長指名理事を5名から1名に減員しております。また、議長団打合会は組合会前日に開催していたのが当日開催に改めました。少し前になりますが役員報酬を引き下げた経緯もございます。このように組織改革も少しずつではありますが実施してきております。各支部1名の理事となっておりますが、融和と団結というだけでなく、医療保険は度々制度改正があります。特に近年医療制度改革で頻繁に改正、見直しがあります。こうした情報を各支部に平等に適切に伝達するには、今の体制ぐらいは必要ではないかと考えております。今後の問題として検討しなければならないと思えますが、現時点ではご理解を賜りたいと考えております。

〔要 望〕

今日の会議ですが、平日開催を日曜開催に変えて頂きたいとお願いいたします。最近平日に出るのは心苦しく、日曜日なら喜んで出てきたいと思っておりますので、宜しくお願ひいたします。
(滋賀県支部 芦田欣一議員)



芦田議員

閉会の辞

林副理事長

本日は蒸し暑い中を長時間にわたり、組合会議員の先生方には慎重審議を賜りまして本当に有難うございました。全国歯第65回通常組合会は、決算組合会ということで、平成20年度の歳入歳出決算を中心として1号議案から5号議案まですべて原案どおりご承認賜りました。

本当に有難うございました。昨年4月に横山執行部が誕生いたしまして丁度折り返し点の少し前のところにきております。平成19年度、20年度は色々な幸運に恵まれ、繰越金もかなり生じて順調な運営をすることができましたが、この後半はかなり厳しい状況になっていると思っております。どうか我々の任期の後半、組合会議員の先生方の温かいご支援、ご協力をお願いいたしまして、閉会の言葉といたします。



林副理事長

お知らせ

3種女性組合員に係る 保険料賦課額の軽減措置

3種女性組合員の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者の保険料賦課額（基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額）が免除になります。

1 実施時期（施行日）

平成21年8月1日より

2 軽減する保険料賦課額の種類

- ①基礎賦課額（月額2,700円）
- ②後期高齢者支援金等賦課額（月額2,300円）

3 軽減措置の対象者

3種女性組合員に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者

4 軽減措置の内容

全額免除

5 申請手続き

保険料賦課額の免除に該当する3種女性組合員が勤務する診療所宛てに「保険料賦課額免除の該当のお知らせ」と「保険料賦課額免除申請書（様式6号）」を送付いたしますので、申請書にご記入の上、当該組合員の世帯に属することを証明する住民票を添付して支部事務所に提出して下さい。

6 義務教育終了又は期間変更手続き

保険料賦課額の免除を受けている3種女性組合員が勤務する診療所宛てに「保険料賦課額免除見込期間の終了のお知らせ」と「保険料賦課額免除見込期間（変更申請書 終了届）（様式15号）」を送付いたしますので、ご記入の上支部事務所に提出して下さい。

ご不明の点は、支部事務所へお問い合わせ下さい。

お知らせ

本年度インフルエンザ予防接種に対しての補助金事業を行います

10月から被保険者の皆様に健やかに過ごしていただくために、インフルエンザ予防接種補助金事業を実施することといたします。

つきましては、一人でも多くの皆様に接種していただき医療費の削減にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、予防接種を受けるにあたっては、特に、幼児、高齢の方、妊娠中の方や基礎疾患を有する方、卵アレルギーの方（ワクチンは鶏卵から製造されます）等は、医師とよく相談してから接種を受けるかどうか決めてください。

1. 対象者

1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員で、実施日に被保険者の資格がある方。

2. 補助金額

1名につき2,000円を限度とします。（申請は、同一年内1回まで）

支払った額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみの支給となります。

ただし、2回接種法で1回分が2,000円未満の場合、1回目と2回目の領収書を同時に提出した時に限り、その合算額から2,000円を限度に補助します。

3. 実施機関

予防接種が受けられる日本全国の医療機関

4. 実施期間

平成21年10月1日から平成22年1月31日

5. 申請方法

インフルエンザ予防接種補助金申請書（様式47号）に必要事項を記入し、領収書を添付して診療所単位（1種組合員の先生が取りまとめていただき）で支部事務所まで送付してください。（2名以上同時に受診した場合は、領収書に金額等の内訳が必要となります。）1枚の申請書で診療所単位での申請もできます。その場合の振込先は、代表者（1種組合員）をお願いいたします。

申請書（様式47号）は、全国歯科医師国民健康保険組合のホームページでも印刷できます。

6. 申請期限

平成22年2月28日支部事務所受付分までです。

※他の制度（市区町村等）により、補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とします。

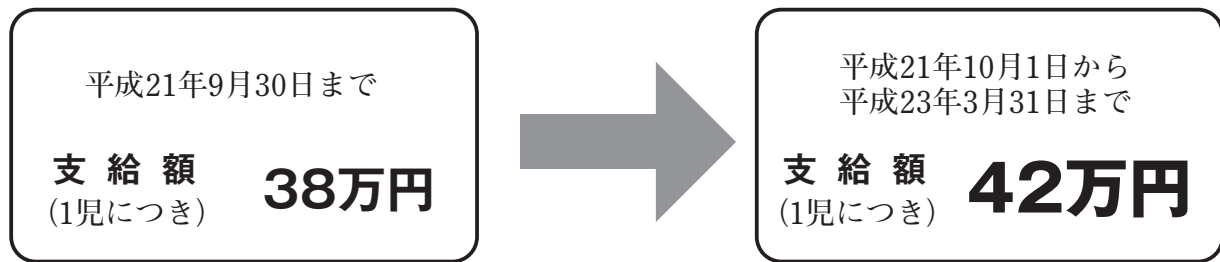
お知らせ

出産育児一時金の 支給額と支給方法が 変わります

◎出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施

緊急の少子化対策として出産育児一時金等の見直しの一環として、被保険者が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくて済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、**平成21年10月1日**から平成23年3月31日までの出産について暫定措置として、出産育児一時金の支給額が38万円から**42万円**に引き上げられます。

1. 支給金額



※平成23年3月31日までの間の暫定的な措置ですが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るため引き続き検討が行われます。

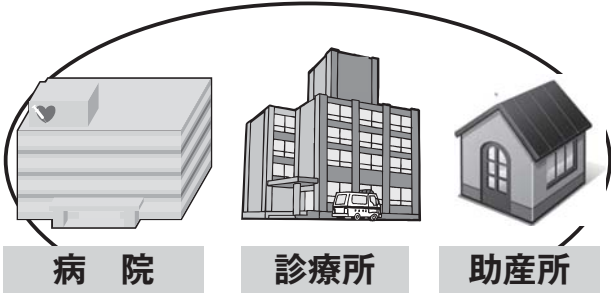
2. 支給方法

直接支払制度は選択制です。

- ① 直接支払いを希望される方で、出産費用が42万円以下であれば窓口負担はありません。出産費用は全国歯が連合会を通じて分娩機関等へお支払いします。42万円との差額を支給しますので、支部事務所にご連絡のうえ全国歯へ支給申請して下さい。
直接支払いを希望される方で、出産費用が42万円以上であれば、退院時に42万円を超えた額を請求されますので、窓口で実費精算して下さい。
- ② 直接支払いを希望されない方は、従来どおり退院時に出産費用全額を窓口で請求され、出産費用全額を支払います。後日、全国歯へ産科医療補償制度加入分娩機関であることを証明するスタンプのある領収書等を添付して出産育児一時金の支給申請をして下さい。

お知らせ

出産育児一時金等医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要



・被保険者等に一時金の医療機関等への直接払いについて説明の上、希望するかを確認。希望者については、「一時金の申請・受取を当該医療機関等に任せる」旨の書面を2通取り交わし、保存する。希望しない者については従来どおり、退院時に出産費用を窓口請求。

・直接払いの場合は、42万円の限度において直接払い専用の申請書を支払機関に提出。（提出は診療報酬メ切と同時。医療機関等への入金、保険診療が伴う異常分娩は診療報酬と同じ。正常分娩は約1ヶ月）。出産費用が一時金上限を超える場合、超えた額は退院時に実費請求。

※被用者保険分については、保険適用のない出産（正常分娩）の場合は国保連に、帝王切開など保険適用がある出産（異常分娩）は支払基金に医療機関等は請求

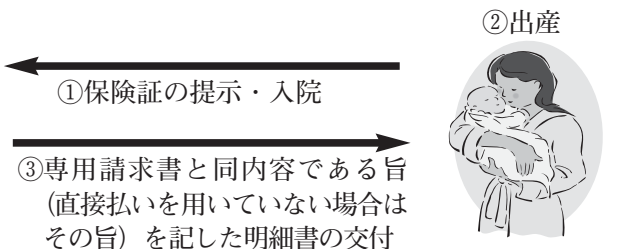
支払機関（国保連）

・医療機関等への直接支払を実施する保険者と支払委託契約を締結。（ランニングコストは保険者からの手数料収入）

・医療機関等から提出のあった申請書の受付チェック（記載内容、請求限度額等）を行い、各保険者ごとに請求額をとりまとめる。

・専用請求書から得られる出産に係る各種データ集計を行う。

・一時金支払状況について年報等を取りまとめる。



被保険者等

③専用請求書と同内容である旨（直接払いを用いていない場合はその旨）を記した明細書の交付

④医療機関等から専用請求書に基づき費用請求（42万円まで）

⑤費用請求（④で請求された額に限る）

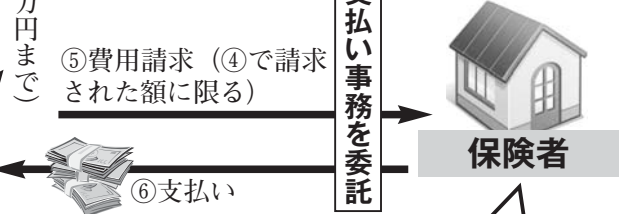
⑥支払い

⑦医療機関等へ支払い

⑧明細書（差額分ある時）や付加給付金支給申請書提出

42万未満で安く収まった場合等、被保険者等に支払うべき差額がある場合には医療機関等から交付された明細書等を保険者に提出。保険者が専用請求書を追って受理すると見込まれる場合は、差額を早期支給する。

保険者独自の付加給付については、保険者の定めるところにより償還払い。



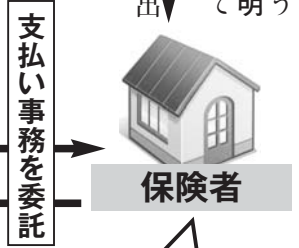
・医療機関への直接支払を実施する場合、支払機関と支払委託契約を締結。

・支払機関から毎月送られてくる申請書の請求額等をチェックした上で支払額を決定し、支払機関に決定額を振込。

・42万円との差額や付加給付があれば、⑧の手続きに応じ、所要額を償還払いする。医療費通知等と併せて通知する等、保険者の実情に応じ、支払決定通知を被保険者等に行う。

・支払業務を委託しない場合は、上記の他、支払機関と同様の業務を行う。

・被保険者が直接支払を希望しない場合や海外出産した場合等、償還払いの対象となる者について、原則どおり、窓口にて請求を受付。



お知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度 ～医療費・介護サービス費の負担が軽減されます～

医療保険と介護保険、両方のサービスを利用する同一世帯の自己負担が著しく高額になる場合に、その負担を軽減する仕組みです。

全国歯の被保険者である方で、医療保険の「高額療養費」と介護保険の「高額介護サービス費」の適用を受けた方々の自己負担を1年間分を（毎年8月1日～翌年7月31日）合算し、一定額を超えた場合、その超えた分を申請により「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

	国民健康保険+介護保険 (70歳～75歳未満)	国民健康保険+介護保険 (70歳未満)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	62万円(83万円) ※56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	34万円(45万円)

平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して（ ）内の限度額を適用する場合があります。

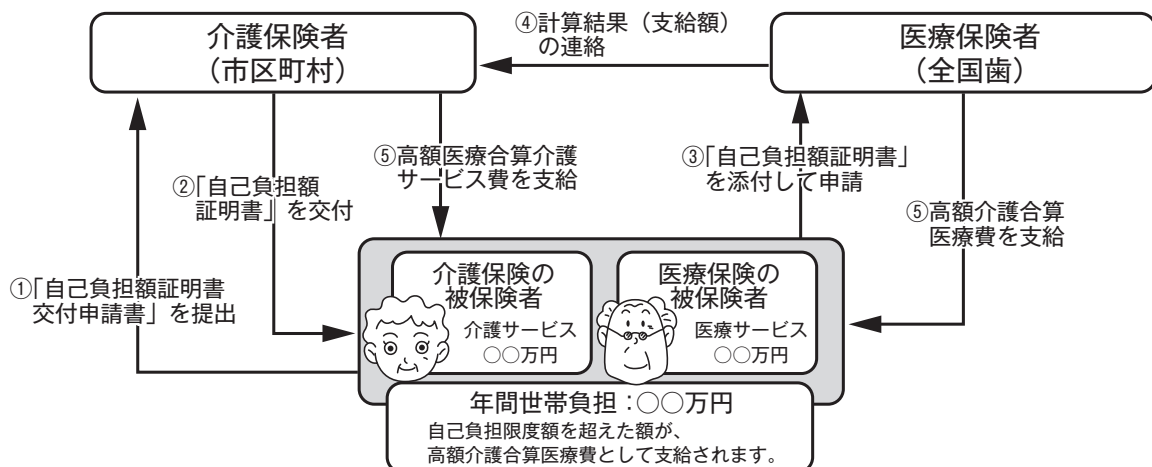
通常12ヶ月分の計算が16ヶ月分の計算をします。

※70歳～74歳の患者負担見直し（1割→2割）の凍結を踏まえ、高額療養費の限度額の見直しについても凍結することに伴い、当該見直し後の高額療養費の限度額を基にした合算制度の限度額についても変更となります。

ただし、(16ヶ月で算出した支給額) < (12ヶ月で算出した額) となる場合には、通常の数により支給額を算出します。

◆申請手続きの流れ①

申請は、医療保険者（全国歯）と介護保険者（市区町村）の双方に行う必要があります。



お知らせ

◆申請手続きの流れ②

1. 介護保険者（市区町村）に「支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
2. 1. の申請書を受けた介護保険者（市区町村）から、「自己負担額証明書」が交付されます。
3. 2. の交付を受けた方が属する「医療保険（全国歯）の被保険者」が、医療保険者（※7月31日現在加入している健康保険組合等）に、所定の申請用紙に証明書を添付して支給申請書を提出します。
4. 医療保険者（※7月31日現在加入している健康保険組合等）が支給額を計算し、介護保険者（市区町村）に計算結果（支給額）を連絡します。
5. 医療費・介護サービス費の自己負担額の比率に応じて、医療保険者から「高額介護合算療養費」、介護保険者から「高額医療合算介護サービス費」がそれぞれ支給されます。

◆申請手続きについての留意点

- ◎まず、介護保険の窓口へ申請手続きをしていただき、介護保険の自己負担額証明書の交付を受け、これを添付して申請していただく必要があります。
- ◎平成20年4月から平成21年7月までの間に、他の健康保険や国民健康保険などから移られた方については、以前に加入されていた医療保険の窓口へ申請手続きをしていただき自己負担額証明書の交付を受け、これを添付して申請していただく必要があります。

40歳～74歳の皆さんへ 「特定健診」の受診はお済みですか？

この特定健診の受診状況やメタボリックシンドローム該当者の減少率には国が定める目標値があり、達成の状況によっては、国保組合にペナルティーが課されることがあります。

まだ、受診されていない方は、特定健診項目については、無料で受診できますので自身の健康維持のためにも、特定健診を必ず受けて下さい。

なお、従業員の方はお勤めの診療所で行う事業主健診の健診データ（受診券に同封の質問票への回答を含む）を全国歯へ送付いただくことにより特定健診を受診したことになりますので、事業主の先生方におかれましては、送付等のご負担等大変ご面倒をおかけしますが、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

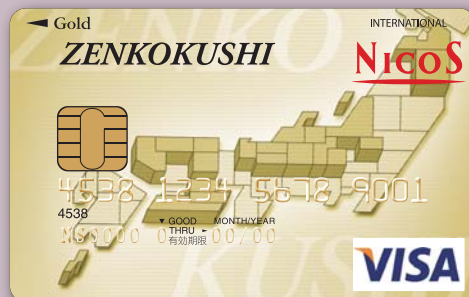
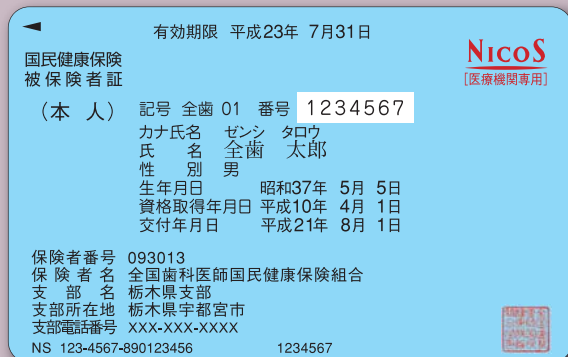
皆様の健診結果は、全国歯が取りまとめ、特定保健指導対象者の選定等に利用させていただきます。あらかじめご了承願います。

なお、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および全国歯のプライバシーポリシーを厳守いたします。

21年8月保険証が更新されました

23年7月31日までの有効期限の新しい保険証がお手元に届きましたか。
ただし、75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日までが有効期限です。

※有効期限切れの旧保険証は支部事務所まで返却して下さい。



ZENKOKUSHIカードの加入が必要となります。

クレジット機能付き保険証の封入・封緘費用、発送費用は三菱UFJニコス株式会社の負担となり、全国歯の負担はありません。

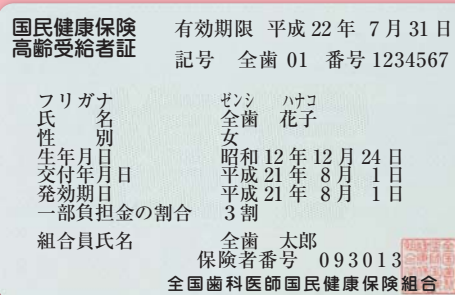
クレジット機能付きではない保険証ですと、封入・封緘費用、発送費用等は、組合運営費（組合員様の保険料等）からの支出となります。

クレジット機能付き保険証にはいつでも変更可能です。

是非ご検討ください。

※詳しくは、支部事務所へお問い合わせ下さい。

高 齢 受 給 者 証 の 更 新



70歳～74歳の方々には、保険証とは別に全国歯の各支部事務所より、高齢受給者証が発行されました。

なお、高齢受給者証の更新（発行）に関しては所得を証明する書類の提出が必要です。

高齢受給者証の有効期限は保険証と異なり1年間です。

75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日までが有効期限です。

お願い

保険料を滞納されていますと、新しい保険証をお届け出来ないことがあります。この様な場合は支部事務所にお問い合わせ下さい。

1人1枚の保険証となり、利便性が向上しましたが、紛失等による再発行が増えています。保険証、高齢受給者証の取扱い、保管には充分ご注意下さい。

全 国 歯 報

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2 ☎03-3336-8818
発行人 横山靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>